

閉館時刻変更と 多目的利用開始のお知らせ

【閉館時刻変更について】

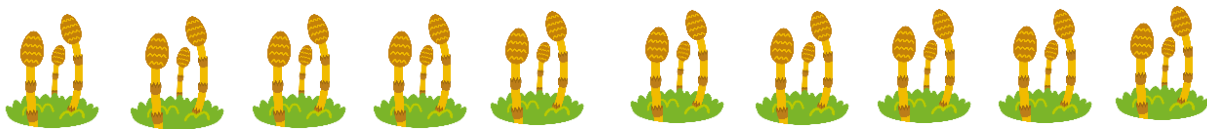
令和7年4月から閉館時刻を繰り上げ（短縮）させていただきます。

月・火・水・金曜日：21時（現行22時）

木曜日：22時（現行通り） 土曜日：17時（変更なし）

日	月	火	水	木	金	土
休	21時			22時	21時	17時

ご利用の皆様には大変ご迷惑を
おかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、
よろしくお願いいたします。



【多目的利用開始について】

市民センター利用目的の規制緩和について

令和7年4月1日より市民センターの利用目的の規制緩和を行います。

新たに利用できる活動を「多目的利用」と言います。
多目的利用にあたっては、悪質な商法の制限や金額の上限、職員が立ち入れないように
隠れて活動するものなど引き続き使用できないものがあります。
多目的利用の主な活動例は以下のとおりです。

- NPO法人が主催する有料のイベント
- 講師が主催する学習教室
- 企業が主催する講座やイベント
- 映画上映、音楽会などの有料サービスなど



•これまで利用頂いていた企業の内部会議や従業員面接等は多目的利用となります。
多目的利用を希望される方は、主に使用する市民センターがある区役所のコミュニティ
支援課へ「多目的利用者登録申請書」を提出し多目的利用者登録を行ってください。
なお、多目的利用者登録は令和7年4月1日から受け付けを行います。

多目的利用者登録申請書についてのお問合せ
八幡東区役所コミュニティ支援課へ
093-671-3061